

## 意見第 6 号

### 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書

被災者生活再建支援法は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するための被災者生活再建支援金を支給し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としています。

今回の熊本地震は、最大震度 7 の激震が 2 度発生し、震度 6 あるいは 5 クラスの揺れを含む震度 1 以上の余震が 1,800 回以上発生するなど、これまで経験したことのない地震であり、全壊世帯、大規模半壊世帯に加え、引き続く余震に長期にわたる避難を余儀なくされている世帯も多数に及ぶなど、その被害も深刻な様相を呈しています。

被災した住民の生活再建のためには、特に、住宅再建に対する手厚い支援が求められており、国によるさらなる支援及び制度の拡充が必要です。よって、住民の生活安定と早期復興のため、下記の事項について措置を講じられますよう強く要望します。

#### 記

- 1 全額国庫による被災者生活再建支援制度に係る特例基金を創設すること。
- 2 被災者生活再建支援金について、生活再建と住宅再建を合わせた現行の最大 300 万円の支給額を引き上げること。
- 3 支給対象となる世帯の範囲については、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 28 年 6 月 28 日

熊本県人吉市議会

#### 意見書提出先

衆議院議長	大 島 理 森 様
参議院議長	山 崎 正 昭 様
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
財務大臣	麻 生 太 郎 様
内閣府特命担当大臣 (防災担当)	河 野 太 郎 様